

いきいき活動支援金の概要

1. 目的

個人ができることは個人自らが行き（自助）、個人でできないことは家族や地域の取組み（共助）の中で解決し、それでも解決できない問題は行政が担うこと（公助）とした「協働型むらづくり」の考えに基づき、近年、村や地域の元気を生み出そうと積極的に活動されている方がおられます。しかし、こうした活動はボランティアで行われていることが多いため、資金の問題で苦慮したり、なかなか新たな活動に踏み切れないでいたりするのも事実かと思われます。そうした住民が自らの知恵や工夫によって、地域の特性等を活かした自主的かつ主体的に取り組む地域づくり活動を村として少しでも支援しようと考えたのが、この「いきいき活動支援金」です。

2. 支援の内容

- 助成型 ハード...交付対象経費の2/3以内、
ソフト...交付対象経費10/10以内
助成型支援を受けられるのは、団体の活動実績が1年以上ある団体のみ
- 給付型 5万円以内
(新たな地域づくり活動等で継続、発展が見込まれる場合に限る)
団体の活動実績は問わない

3. 交付対象者

- 5名以上で構成する団体（法人、個人は対象外）
例）社協、龍泉閣、農林業公社等は対象外だが、 ボランティアグループ、
実行委員会、 協議会等は対象となる
- 団体の活動実績については、助成型は1年以上の活動実績を必要とするが、給付型は種まきの意味（今後の発展に期待）で問わないこととする
- 団体の代表者が天龍村に在住していること
活動の運営や会計等が公開されていること

4. 交付対象事業（活動）

- 趣旨に即した次に掲げる事業
地域協働の推進に関する事業
保健、医療及び福祉の充実にに関する事業

教育及び文化の振興に関する事業

安全・安心な地域づくりに関する事業

環境保全及び景観形成に関する事業

産業振興及び雇用拡大に関する事業

ア 特色ある観光地づくり

イ 農業の振興と農山村づくり

ウ 森林づくりと林業の振興

エ 商業の振興

オ その他地域の特色及び個性を活かした産業振興並びに雇用拡大に資する事業

その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

交付対象外事業

- ・ 村が交付する補助金等の交付の対象となる事業
- ・ 国又は県の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ・ 分担金又は負担金としての支出する事業
- ・ 宗教的活動に関する事業
- ・ 政治的活動に関する事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

平成22年4月1日以降、その公共団体等が新たに始める事業

ただし、他から補助金をもらっている事業や宗教的、政治的活動に関する事業などは対象外

5. 交付対象経費

基本的には申請内容をもて判断することになるが、交付対象事業に要する経費から交付対象外経費及び特定財源を控除したもの

交付対象外経費

- ・ 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
- ・ 用地の取得又は賃貸に要する費用及び補償に係る費用
- ・ 借入金の償還に充当する費用
- ・ その他村長が不相当と認める経費

特定財源

- ・ 借入金
- ・ 分担金、負担金及び寄付金
- ・ 事業収入
- ・ 助成金

6 . 選定方法

選定委員会の意見を聞いて村長が決定

選定委員会のメンバーは、議会、役場課長、学識経験者からなる概ね5名で構成
選考基準を設ける

< 選考基準 >

- ・ 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
- ・ 公益性の高い事業であること
- ・ 事業実施に向け関係者の合意形成が図られていること
- ・ 関係法令等に係る諸手続がなされていること
- ・ 事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画熟度、事業効果など）
- ・ 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）
- ・ その他村長が必要と認める基準を満たしていること

7 . 申請時期等

平成22年度から運用開始

毎年4月末までに関係種類（申請書等）を役場総務課へ提出
提出時に関係課等とヒアリング

6月末までに交付決定（事前着手を許可）

支援金の支払いは、原則、事業完了後（出来高払いも可）

ただし、給付型については、交付決定後に支払う

8 . その他

同一団体の同一事業に係る継続申請については、原則3年までは認める
事務局は、総務課むらづくり推進係

【具体例】

例1) 若者が「青年団」組織を立ち上げたいので、準備経費として5万円（会議費）の給付型を申請

- 5万円の内容が食糧費（飲食）であったとしても、この場合将来的な継続及び発展性を期待して支援金（給付型）を交付したい

例2) 1年以上活動実績のあるボランティアグループが新たなボランティア活動を始めたいと考え、その活動に係る経費を申請

- 交付対象経費のハードは2/3以内、ソフトは10/10以内を交付する

例3) 既に活動している団体が、今、行っている事業に係る経費について申請

- 平成22年4月1日以降、新たに始めた事業ではないので対象外